学校給食センターの食物アレルギー対応までの手順

食物アレルギー対応の希望があることを学校に相談する。

1. 食物アレルギー対応食希望

2. 献立細案等の配付希望

3. 飲用牛乳類の除去希望

经合为

4. 給食を一切食べない、また は飲料のみ給食の提供を 受け、弁当を持参



保護者は事前に学校から申請に必要な書類を受け取り、提出する。※1 また、給食センターへ電話をし、食物アレルギー対応食の説明を受ける。

【配付および提出書類】

- ・食物摂取制限に関する申出書
- ・学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)※2



保護者は事前に学校で関係書類を受け取り、次の書類を提出する**※1** 【配付および提出書類】

- ・食物摂取制限に関する申出書
- ・ 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用) ※2 ※3



申請により、助成金の交付を受けることが可能です。申請書類は府中市ホームページから ダウンロードするか、学校からお受け取りください。書類は学校にご提出ください。ご不明な点がありましたら、給食センターにお問合せください。

合せください。 _____



学校内に設置されている「食物アレルギー対応委員会」において内容を審査し、それぞれの対応区分を決定



食物アレルギー対応委員会が開催する面談に、保護者と給食 センター栄養士が参加(入学式以降)

給食センター栄養士から保護者に次の書類を配付

【配付書類】

・ 学校給食食物アレルギー対応食申込書



保護者は学校に次の書類を提出

【提出書類】

・ 学校給食食物アレルギー対応食申込書



給食センターは、食物アレルギー対応委員会で審査した書類を確認後、学校を通して「学校給食食物アレルギー対応食等決定通知書」を送付する。その後、記載されている開始日より食物アレルギー対応食を提供する。



学校で審査した書類を給食センターで確認後、献 立細案等を学校へ送付



学校から保護者に献立細案等を配付

学校で審査した書類を給食センターで確認後、飲用 牛乳類の除去を実施

※年度途中から対応を希望する場合は、給食センターへ 20 日までに申請書類が届くと、翌月 1 日から対応開始となります。提出は学校経由となるので、早めの提出をお願いします。

留意点

- ※1 新小学校1年生は、入学式翌日(金曜日または土曜日が入学式の場合は月曜日)までに学校に書類を提出して下さい。
- ※2 文書料が発生する場合は、保護者の方の負担になります。ご理解とご協力をお願いいたします。
- ※3 食物アレルギー以外の理由(乳糖不耐症等)で飲用牛乳類の除去を希望する場合は、飲用牛乳類の除去が必要であることが分かる、医師による診断書等の提出が必要です。書式は問いません。